

高環第 451 号
令和4年11月30日

滋賀県知事 三日月 大造 様

高島市長 福井 正明

(仮称) 三十三間山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見について

令和4年9月30日付け滋環政第1018号により依頼のありました標題の配慮書に対する環境保全の意見につきましては、配慮書には具体的な整備区域等が現時点では明示されておきませんが、以下のような懸念事項があるため、本市といたしましては、本件（仮称）三十三間山風力発電事業については、賛成できないものいたします。

記

(懸念される事項)

- 1、当該計画地においては、再生不可能なブナやコナラ等の原生林が存在し、また県においてもイヌワシやクマタカ等の生息地として保護指針が定められていること。
- 2、計画地は、日本海側と太平洋側を区分する中央分水嶺に隣接し、また付近には高島トレイルコースが存在するなど、遠くは日本海を望む壮大な景観を醸し出し登山者の人気スポットでもあり、当該整備によってこのような景観を消失することに繋がること。